

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第26号

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市税の減免に関する規則（昭和40年瀬戸市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(趣旨)				(趣旨)			
第1条 この規則は、瀬戸市市税条例（昭和40年瀬戸市条例第6号。以下「条例」という。） <u>第51条、第71条並びに第89条及び第90条の規定に基づき、市民税、固定資産税（条例第146条の規定により固定資産税と併せて賦課徴収する都市計画税を含む。以下同じ。）及び軽自動車税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。</u>				第1条 この規則は、瀬戸市市税条例（昭和40年瀬戸市条例第6号。以下「条例」という。） <u>第31条、第41条及び第59条の規定に基づき、市民税、固定資産税及び軽自動車税の減免に関し必要な事項を定めるものとする。</u>			
(市民税の減免)				(市民税の減免)			
第2条 条例 <u>第51条第1項</u> の規定により、市民税の納税義務者が次の表の <u>減免対象者の欄</u> に掲げる者に該当し、同表の <u>減免申請期日の欄</u> に掲げる期日までに <u>同条第2項</u> の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に対し、その者に課する市民税額からそれぞれ同表の <u>減免額の欄</u> に掲げる額を減免する。				第2条 条例 <u>第31条</u> の規定により、市民税の納税義務者が次の表の <u>左欄</u> に掲げる者に該当し、同表の <u>右欄</u> に掲げる期日までに <u>条例第31条第2項</u> の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に対し、その者に課する市民税額からそれぞれ同表の <u>中欄</u> に掲げる額を減免する。			
番号	減免対象者	減免額	減免申請期日	番号	減免対象者	減免額	減免申請期日

<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
(5)	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける者	<省略>	<省略>	(5)	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助を受ける者	<省略>	<省略>
(6)	雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による求職者給付の受給資格を有する者で、前年中における総所得金額が250万円以下のもの	<省略>	<省略>	(6)	雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による求職者給付の受給資格を有する者	<省略>	<省略>
		高年齢求職者給付金の受給資格を有する者	税額のうち、雇用保険法第37条の4第5項の規定により失業の認定を受けた日から同条第1項に規定する日数分を経過する日までの間に到来する納期に係る納付額の全部			高年齢求職者給付金の受給資格を有する者	税額のうち、雇用保険法第37条の4第3項の規定により失業の認定を受けた日から同条第1項に規定する日数分を経過する日までの間に到来する納期に係る納付額の全部
(7)	<省略>	<省略>	<省略>	(7)	<省略>	<省略>	<省略>
(8)	公益社団法人及び公益財団法人で、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第47条	均等割額の全部	条例第48条第1項の規定による申告期日				

	に規定する収益事業（以下この表において「収益事業」という。）を営まないもの						
(9)	<省略>	<省略>		(8)	<省略>	<省略>	条例第30条第1項に規定する納期限
(10)	<省略>	<省略>		(9)	<省略>	<省略>	
(11)	<省略>	<省略>	<省略>	(10)	<省略>	<省略>	<省略>

2 同一人が前項の表に掲げる第1号から第4号まで及び第11号の規定のうち2以上に該当する場合には、当該各号のうち、減免額が最も多いものにのみ該当するものとし、当該規定を適用する。

3 条例附則第16条の3、第16条の4、第17条、第18条、第19条、第19条の2又は第20条の規定の適用を受ける者については、第1項の表第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同表第3号及び第6号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得

2 同一人が前項の表に掲げる第1号から第4号まで及び第10号の規定のうち2以上に該当する場合には、当該各号のうち、減免額が最も多いものにのみ該当するものとし、当該規定を適用する。

3 条例附則第5条の4、第6条、第7条又は第7条の2の規定の適用を受ける者については、第1項の表第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額又は同附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同表第3号及び第6号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額及び法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額又は同附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の合計額」と読み替えて第1項の規定を適用する。

等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額」と読み替えて第1項の規定を適用する。

- 4 第1項の表第2号の規定によって市民税の減免を受けようとする者については、その者に係る条例第36条の2第1項の申告書又は法第317条の6第1項の給与支払報告書の提出があった場合においては、条例第51条第2項の規定にかかわらず、同項の申請書の提出があったものとみなす。

(災害による市民税の減免)

第3条 条例第51条第1項第5号に規定する災害により被害を受けた者が、次の表の減免対象者の欄に掲げる者に該当し、災害が発生した日以後最初に到来する納期限と当該災害が発生した日から30日を経過する日とのいずれか遅い日までに同条第3項の規定による申請をした場合においては、その者に課する市民税額（分離課税に係る所得割の額以外の額とする。）から災害の日の属する年度（その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度及びその翌年度）において、当該災害が発生した日以後到来する2以内の納期に係る納付額（特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降6月分以内の月割額）にそれぞれ同表の減免率の欄に掲げる率を乗じて得た額を

等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額」と読み替えて第1項の規定を適用する。

- 4 第1項の表第2号の規定によって市民税の減免を受けようとする者については、その者に係る条例第19条第1項の申告書又は法第317条の6第1項の給与支払報告書の提出があった場合においては、条例第31条第2項の規定にかかわらず、同項の申請書の提出があったものとみなす。

(災害による市民税の減免)

第3条 条例第31条第1項第5号に規定する災害により被害を受けた者が、次の表の左欄に掲げる者に該当し、災害が発生した日以後最初に到来する納期限と当該災害が発生した日から30日を経過する日とのいずれか遅い日までに同条第3項の規定による申請をした場合においては、その者に課する市民税額（分離課税に係る所得割の額以外の額とする。）から災害の日の属する年度（その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度及びその翌年度）において、当該災害が発生した日以後到来する2以内の納期に係る納付額（特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降6月分以内の月割額）にそれぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を減免する。

減免する。

<省略>

2及び3 <省略>

(固定資産税の減免)

第4条 条例第71条第1項の規定により、次の表の減免の対象となる固定資産の欄に掲げる固定資産の所有者が、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに同条第2項の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に課する固定資産税額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。

番号	減免の対象となる固定資産	減免額	減免申請期日
(1)	生活保護法の規定により生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助又は介護扶助を受ける者の所有する固定資産	当該事実が該当する事由が発生した日から当該事由が消滅した日までの間に納期の末日が到来する納期に係る納付額の全部	減免の理由が発生した日以後最初に到来する納期と当該減免の理由
(2)	公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）	当該事実が該当する事由が発生した日から当該事由が消滅した日までの間に納期の末日が到来する納期に係る納付額の全部	が発生した日から30日を経過する日とのいずれか遅い日
(3)	前2号のほか、市長が特に必要と認める固定資産	市長が必要と認める額	市長が指定する日

(災害等による固定資産税の減免)

第5条 条例第71条第1項第3号に規定する災

<省略>

2及び3 <省略>

(固定資産税の減免)

第4条 条例第41条第1項及び第2項に規定する固定資産について、当該固定資産の納税義務者から同条第3項の規定に基づく申請があった場合においては、次の表の左欄に掲げる固定資産について、市長は必要があると認める場合に限り、当該固定資産の納税義務者に対し、その者に課する固定資産税額から、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減免する。

減免の対象となる固定資産	減免額
(1) 貧困により生活のため公の扶助を受ける者の所有する固定資産	当該事実が該当する事由が発生した日から当該事由が消滅した日までの間に納期の末日が到来する納期に係る納付額の全部
(2) 公益のため直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）	当該事実が該当する事由が発生した日から当該事由が消滅した日までの間に納期の末日が到来する納期に係る納付額の全部
(3) 前2号のほか、特に必要と認める固定資産	必要と認める額

(災害等による固定資産税の減免)

第5条 条例第41条第1項第3号に規定する災

害又は天候の不順（以下「災害等」という。）により被害を受けた固定資産について、当該固定資産の納税義務者から同条第2項の規定に基づく申請があつた場合においては、次の各号に掲げる固定資産の区分に従い、それぞれ同表の損害の程度の欄に掲げる損害の程度に応じ、その者に課する当該年度分の固定資産税額から、それぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。

(1)及び(2) <省略>

2から4まで <省略>

(軽自動車税の減免)

第6条 条例第90条第1項第1号に規定する規則で定める軽自動車等は、身体障害者等が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、専ら当該身体障害者、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は専ら当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものとする。

2 前項の身体障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等及び身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する軽自動車等に係る身体障害者等とは、第1号に掲げる者にあつては音声機能障害を有する者及び障害の程度が下肢不自由について4級から6級までの各級、体幹不自由について5級、乳幼児期以

害又は天候の不順（以下「災害等」という。）により被害を受けた固定資産について、当該固定資産の納税義務者から同条第3項の規定に基づく申請があつた場合においては、次に掲げる固定資産の区分に従い、それぞれ同表の左欄に掲げる損害の程度に応じ、その者に課する当該年度分の固定資産税額から、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減免する。

(1)及び(2) <省略>

2から4まで <省略>

(条例第59条第1項第1号の規則で定める軽自動車等)

第6条 条例第59条第1項第1号に規定する規則で定める軽自動車等は、身体障害者等が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、専ら当該身体障害者、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所若しくは生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は専ら当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものとする。

2 前項の身体障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等及び身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する軽自動車等に係る身体障害者等とは、第1号に掲げる者にあつては音声機能障害を有する者及び障害の程度が下肢不自由について4級から6級までの各級、体幹不自由について5級、乳幼児期以

前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について4級から6級までの各級、心臓機能障害について4級、じん臓機能障害について4級、呼吸機能障害について4級、ぼうこう又は直腸の機能障害について4級、小腸の機能障害について4級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害について4級、肝臓の機能障害について4級に該当する者以外のもの、第2号に掲げる者にあつては音声機能障害を有する者並びに障害の程度が下肢不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症、体幹不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外のものをいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の表の障害の区分の欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の障害の級別の欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの。ただし、同規則別表第5号に定める下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の障害の級別が7級に該当し、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている者については、下肢不自由又は移動機能障害の障害の級別を6級とする。

<省略>

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、次の表の障害の区分の欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の重度障害の程度又は障

前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について4級から6級までの各級、心臓機能障害について4級、じん臓機能障害について4級、呼吸機能障害について4級、ぼうこう又は直腸の機能障害について4級、小腸の機能障害について4級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害について4級、肝臓の機能障害について4級に該当する者以外のもの、第2号に掲げる者にあつては音声機能障害を有する者並びに障害の程度が下肢不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症、体幹不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外のものをいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの。ただし、同規則別表第5号に定める下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の障害の級別が7級に該当し、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている者については、下肢不自由又は移動機能障害の障害の級別を6級とする。

<省略>

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年

<p>害の程度の欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2又は第1号表の3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの（前号に該当する者を除く。）</p> <p style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</p> <p>(3)及び(4) &lt;省略&gt;</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 <u>条例第89条及び第90条の規定による軽自動車税の減免額は、当該軽自動車税の全部とする。</u></p>	<p>法律第48号）別表第1号表の2又は第1号表の3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの（前号に該当する者を除く。）</p> <p style="text-align: center;">&lt;省略&gt;</p> <p>(3)及び(4) &lt;省略&gt;</p> <p>3 &lt;省略&gt;</p>
---	--

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。